明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

一
○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府一三九）
○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（同一四〇～一五〇）
○天皇皇后両陛下は岩手県へ行幸啓になる件（宮内庁五）
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二一三）
二
○保安林の指定をする件（農林水産二〇七三）
○保安林の指定を解除する件（同二〇七四～二〇八六）
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一五五）
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同一五六）
三
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同一五七、一五八）
○中小企業信用保険法第二条第四項第七号の規定に基づき金融取引の調整を指定する件（同一五九）
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通六四四）
○船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件（同六四五）
○小型船舶登録規則第二条第五号の水域を指定する件（同六四六）
○地すべり防止区域を指定する件（同六四七）
四
○地すべり防止区域を追加指定する件（同六四八）
○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境六四）
五
○道路に関する件（関東地方整備局三〇九）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局一五四）
○道路に関する件（九州地方整備局一二一）
六
○道路に関する件（北海道開発局七六、七七）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委一六四）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（佐賀県公安委五）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（長崎県公安委二〇）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（熊本県公安委一三）
八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　最高裁判所
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）二
産　業
日本工業規格（経済産業省・国土交通省）二
〔資　料〕
閣議決定等事項二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
国営土地改良事業の工事完了関係二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係二
会社その他
二九

告　示

○内閣府告示第百三十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月二十四日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社十六銀行

二　住所　岐阜県岐阜市神田町八丁目二十六番地

○内閣府告示第百四十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月二十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社十六銀行

二　住所　岐阜県岐阜市神田町八丁目二十六番地

○内閣府告示第百四十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年五月十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社愛知銀行

二　住所　愛知県名古屋市中区栄三丁目十四番十二号

○内閣府告示第百四十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年五月十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　豊田信用金庫

二　住所　愛知県豊田市元城町一丁目四十八番地